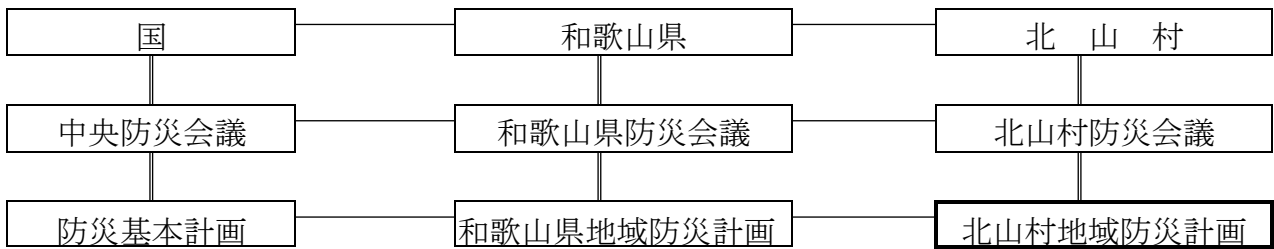


第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

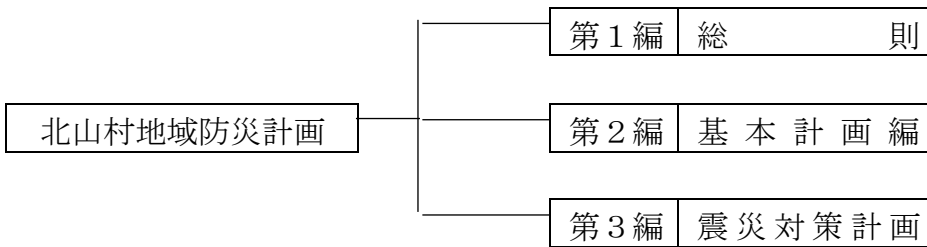
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規程に基づき、北山村防災会議が作成する計画であり、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に協力することにより、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村民の生命、身体及び土地財産を災害から保護することを目的とする。

【国・県及び北山村の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の構成

本計画は、現実の災害・震災に対応にできる構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を基本計画編、第3編を震災対策計画編とし、それぞれの災害に対する予防、救急、復旧・復興の各段階における諸施策及び村・県・関係機関・自治会・地域住民等の役割分担を示した。



第3 計画の見直し

本計画は、災害対策基本法第42条の規程に基づき、国、県の防災方針、村の情勢や財政状況を考慮し、毎年、検討を行い、必要がある場合は、計画を修正するものとする。

第4 計画の周知及び運用

本計画の内容は、村職員、消防団員、自治会及び関係機関に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

また、本計画の円滑な運用を図るため、村及び関係機関は、平素から訓練等を行い、広報等により内容の習熟、習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本節は、北山村並びに和歌山県及び周辺区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、公共的団体等の防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

第1 村

村は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
北山村	1 北山村防災会議に関する事務 2 気象予警報の伝達 3 防災知識の普及 4 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5 防災訓練・避難訓練の実施 6 防災活動体制・通信体制の整備 7 消防力・消防水利等の整備 8 救急・救助体制の整備 9 危険物施設等の災害予防 10 公共建築物・公共施設の強化 11 簡易水道の確保体制の整備 12 避難計画の作成及び避難所等の整備 13 ボランティア活動支援の環境の整備 14 災害時要援護者の安全確保体制の整備 15 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 16 防疫予防体制の整備 17 廃棄物処理体制の整備	1 北山村災害対策本部に関する事務 2 災害対策要員の動員 3 早期災害情報・被害状況等の報告 4 ヘリコプターの受入準備 5 災害広報 6 消防、救急救助、水防等の応急処置 7 被災者の救出・救難・救助等 8 ボランティア活動支援 9 災害時要援護者の福祉的処遇 10 避難の勧告又は指示 11 避難所の設置・運営 12 災害時における交通・輸送の確保 13 食料、飲料水、生活必需品の供給 14 危険物施設等の応急対策 15 防疫等応急保健衛生対策 16 遺体の捜索、火葬等 17 廃棄物の処理及び清掃 18 災害時における文教対策 19 復旧資材の確保 20 被災施設の応急対策 21 義援金の募集活動の支援	1 被災施設の復旧 2 義援金の配分の支援

第2 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
北山村消防団	1 火災の予防 2 消防力の強化 3 危険物等の規制と安全の確保 4 消防計画の立案	1 火災の鎮圧やその他の災害の軽減措置 2 災害時の救急、救助	

第3 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
和歌山県	1 防災会議に関する事務 2 防災に関する施設並びに組織の整備と訓練 3 防災のための知識の普及・教育及び訓練 4 防災に必要な資機材等の備蓄・整備	1 村及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 2 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査 3 消防、水防その他による応急措置 4 被災者の救出・救護等の保護 5 自衛隊の災害派遣要請 6 避難の指示、並びに避難所開設の指示 7 災害時における交通規制及び輸送の確保 8 災害時における保健衛生についての措置 9 被災児童・生徒の応急教育 10 ボランティアの受入れに関する措置	1 災害復の実施 2 被災産業に対する融資等対策
新宮建設部	1 公共土木施設の整備と防災管理 2 水防力の整備強化 3 災害危険区域の指定	1 公共土木施設の応急対策 2 水防警戒の発表・伝達並びに水防応急対策 3 応急仮設住宅の建設	被災公共土木施設の復旧
新宮警察署 〔北山駐在所〕		1 被災情報の収集・伝達 2 救出・救助活動 3 避難誘導 4 交通規制の実施 5 社会秩序の維持	
新宮保健所		1 医療救護 2 防疫、清掃等応急保健衛生対策	保健衛生関係施設の復旧

第4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿財務局和歌山財務事務所			1 災害復旧事業費査定の立会 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の審査及び災害融資 4 地方公共団体に対する災害短期資金（資金運用部資金）の融資
近畿農政局和歌山農政事務所	応急食料（米穀）及び災害対策用乾パンの供給体制の整備	応急食料（米穀）及び災害対策用乾パンの供給	
和歌山地方気象台	1 気象予警報等の発表 2 気象・地象の観測及びその結果等の収集と発表 3 防災気象知識の普及		

第5 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第37普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2 防災訓練等への参加	1 被害状況の把握 2 避難の援助 3 避難者等の搜索救助 4 水防活動 5 消防活動 6 道路又は水路の啓開 7 応急医療・救護・防疫 8 人員及び物資の緊急輸	災害復旧対策の支援

		送 9 炊飯及び給水 10 救援物資の無償貸与又は譲与 11 危険物の保安及び除去等	
--	--	---	--

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
郵便事業 株式会社 郵便局株式会社		1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替等の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 6 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 7 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持 8 通信病院における医療救護活動	1 民間災害救援団体に対する災害ボランティアアロ座寄附金の公募・配分 2 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資に関すること
西日本電信電話(株) (和歌山支店)	1 公衆電気通信施設整備の保全と整備 2 気象情報の伝達	1 公衆電気通信設備の応急対策 2 災害時における非常緊急通信の調整	被災公衆電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (和歌山県支部)	1 医療救護班・赤十字飛行隊の派遣準備 2 被災者に対する救護物資の備蓄 3 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1 被災時における医療救護 2 義援金品の募集、受入、管理 3 労力奉仕班の変成及び派遣の斡旋 4 血液製剤の確保及び供給	義援金の配分の連絡調整
日本放送協会 (和歌山放送局)	1 放送施設の保全と整備 2 気象予警報等の放送	1 気象情報等及び災害情報の放送 2 災害時における広報活	被災放送施設の復旧

		動 3 放送施設の応急対策	
日本通運(株)		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力(株)	1 電力施設の保全 2 気象観測についての協力	1 災害時における電力供給対策 2 電力施設の緊急対策	被災電力施設の普及

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
輸送機関 熊野交通(株)	輸送施設等の保全と整備	1 災害時における交通輸送の協力 2 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
放送機関 (株)和歌山放送 (株)テレビ和歌山 (株)毎日放送 朝日放送(株) 関西テレビ放送(株) 読売テレビ放送(株)	1 放送施設の保全と防災管理 2 気象予警報等の放送 3 住民に対する防災知識の普及	1 気象情報等及び災害情報の放送 2 災害時における広報活動 3 放送施設の応急対策 4 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	被災放送施設の復旧
(社)和歌山県医師会		災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救助	
(社)和歌山県トラック協会		1 緊急物資の輸送 2 緊急輸送車両の確保	

第8 公共的団体その他防災上必要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
みくまの農業協同組合(北山支所)、北山村森林組合	1 共同利用施設の整備と防災管理	1 共同利用施設の災害応急対策 2 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 3 県・村が行う被害状況調査及びその応急対策についての協力 4 農作物・林産物の災害応急対策の指導	1 被災共同利用施設の復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋
医療機関 (北山村診療所)		災害時における医療の確保及び負傷者の医療・救護	

金 融 機 関			<ul style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
北山村商工会		<ul style="list-style-type: none"> 1 物価安定についての協力 2 救助用物資、復旧資材の確保・協力斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業者への融資実施 2 災害時における中央資金源の預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置

第3節 北山村の地勢と災害要因、災害記録

本節では、村の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨、台風、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 村の位置

本村は、和歌山県の東端に位置し、熊野川支流北山川を境として東西は三重県熊野市と対し、北は奈良県下北山村、西は十津川村に接しており、東西に20km、南北に8kmに亘る48.21km²の地域を占めている。

北山村の位置

	所在地	東経	北緯	標高
北山村	和歌山県東牟婁郡			
役場	北山村大沼42番地	135度58分9秒	33度55分57秒	126m

土地の利用状況

(平成18年10月1日現在)

宅地	田畑	川、池沼	雑種地等	山林
12ha	21ha	150ha	57ha	4581ha

第2 自然的要因

1 地形・地質

本村の西部には、標高1,123mの「西ノ峯」が南北に横たわり、「茶臼山」「雨谷山」と800m以上の連山によって急峻な地形をなしている。

又、奈良県の笠捨山を分水嶺とする四ノ川は、本村を2分して南北に流れている。一方、村の中央部、小杉山（標高799m）に端を発する連峰は北東にのび、不動峠を経て村の北壁となっており、これより南に面する溪谷は急斜面を形成し北山川に注いでいる。

以上のように95%までが急峻な森林に覆われた山岳地帯であり、このため平野部は皆無で北山川沿いのわずかな平坦部や緩斜面に、七色、竹原、大沼、下尾井、小松の5つの集落と耕地が点在している。

2 気候

気候は概して気温が低く、降水量が多いという山岳地の特徴を持っている。

積雪は、ほとんど無く、あっても1月・2月に数センチ程度であるが、道路が凍結する恐れがあるので、注意が必要である。

第3 社会的要因

1 人口

村の総人口は、518人（平成19年7月末現在）で現在も減少傾向にある。人口構成は、若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者

(65歳以上)の割合は高い。高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加など 防災力が弱くなり、災害を大きくする要因となる。

2 産業

平成17年の国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業が2%、建設業を中心とした第二次産業が27%、観光を軸とした第三次産業が71%となっている。

自然の恩恵である観光資源を生かしたサービス業の振興により第三次産業は増加傾向にあるが、訪れる観光客は村内の地理に不詳ということもあり、観光客に対する防災対策の確立は急務である。

3 道路

本村の道路網は一般国道169号が、村民の生活や産業活動の重要な役割を担っている。しかし、国道は幅員が狭い所があり、また急傾斜の山林に面した箇所がほとんどで、災害時における輸送路としての機能を果たせるよう、関係機関との連携による整備が必要である。

第4 災害記録

当村は、年間雨量3,000mmを超える有数の多雨地帯にあり、そのうえ本県特有の台風常襲地帯に位置しているため毎年数多くの被害を受けている。特に昭和40年北山川水系に七色ダム、小森ダムが建造され、これが降雨期と台風のたびに放水を行い住民に大きな不安を与えている。

昭和28年当地方を襲った集中豪雨は、空前の大災害と言われている。北山川本流は勿論のこと数ある小河川はことごとく氾濫し一挙に濁流の海となり、当時唯一の橋であった大沼橋が流失、田畑も数多く流失し、流域の民家も流失あるいは天井近くまで浸水し、あたり一面が泥沼と化した。全村にわたり停電し、通信交通機関は途絶し、一夜にして廃墟の村となった。

昭和31年10月30日集中豪雨、昭和33年8月25日台風17号、昭和34年9月26日台風15号(伊勢湾台風)、昭和36年9月16日台風17号(第2室戸台風)は何れも暴風と豪雨をもたらした大きな被害を受けた。又、昭和37年7月27日台風7号、昭和40年9月17日台風25号、昭和43年7月28日台風4号、昭和46年8月30日~31日台風23号、昭和50年8月台風6号、昭和57年8月台風10号、平成10年9月22日台風7号と相次ぎ大きな水災害を受けている。

第4節 地震被害想定

和歌山県では、平成18年3月発表の地震被害想定において、東海・東南海・南海地震、中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震を想定している。

(1) 想定される地震の規模

表2-1 想定される地震の規模

	①東海・東南海・南海地震	②中央構造線による地震	③田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.6相当	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	駿河トラフ～南海トラフ	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	約10～30km	4～14km	4～12.6km

①東海・東南海・南海地震

旧田辺市、旧白浜町、みなべ町などで震度7の揺れが予測される。紀南から紀中の海岸沿いの多くが震度6強以上の強い揺れになり、紀南の山地や紀北の低地でも震度6以上の揺れになると予測される。

②中央構造線による地震

和歌山市から旧橋本市にかけての紀ノ川沿いの低地で震度7の揺れが予測される。大阪府に近い市町村で震度6強の分布域が広がるほか、旧田辺市付近の一部の低地でも震度6強の揺れが予測される。南になるに従い揺れは小さくなり、旧串本町などでは震度4程度になると予測される。

③田辺市内陸直下の地震

旧白浜町及び旧中辺路町の低地の一部で震度6強の揺れが予測されるほか、震源直上付近の低地で震度6弱が予測される。震源断層周辺で震度5強以上の揺れになるほかは、震源から離れるに従い揺れは小さくなり、地域の多くの地域は低地で震度5弱、そのほかは震度4と予測される。

(2) 人的被害

①東海・東南海・南海地震

紀南を中心として建物倒壊及び津波による人的被害が多く予測される。夏のケースでは海水浴客の死者も多く出ると予測される。冬5時のケースでの死者数が最も多く、本村で約1人、全県で約5千人の死者が予測される。

②中央構造線による地震

紀北を中心として建物倒壊による人的被害が多く予測される。冬5時のケースでの死者数が最も多く、本村で約1人、全県で4千5百人強の死者が予測される。

③田辺市内陸直下の地震

旧田辺市付近で人的被害が発生し、本村で約1人、全県で50人前後の死者数が予測される。

表2-2 本村における人的被害（冬5時）

地震区分	市町村人口 (人)	死者総数 (人)	死者の内訳				負傷者数 (人)	重症者数 (人)	中等傷者数 (人)	要救助者数 (人)
			建物倒壊による死者数 (人)	津波による死者数 (人)	がけ崩れによる死者数 (人)	火災による死者数 (人)				
①東海・東南海・南海地震	510	1	1	0	0	0	3	0	3	9
②中央構造線による地震	510	1	1	0	0	0	3	0	3	9
③田辺市内陸直下の地震	510	1	1	0	0	0	3	0	3	9

(2) 建物被害

①東海・東南海・南海地震

紀南では強い地震動のため多くの市町で30%程度の建物が全壊になると予測される。また、津波による被害は旧田辺市、旧串本町・旧古座町、那智勝浦町等の紀南の沿岸市町の他、湾奥に低地の広がる旧海南市で多大な被害が予測される。

旧串本町では、地震動・液状化・がけ崩れ・津波・火災による被害もあわせた全壊・焼失率が60%に達すると予想される。本村で7棟程度、全県で8万5千~10万5千棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

②中央構造線による地震

紀ノ川沿いの市町村の多くは20~40%の全壊・焼失率が予測される。特に、冬18時のケースでは火災による焼失が多く、和歌山市や旧海南市では50%近い全壊・焼失率になると予測される。

都市施設の多い紀北に被害が集中することから、本村で1棟程度、全県で10万5千~13万7千棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

③田辺市内陸直下の地震

旧田辺市を中心に被害が発生するが、それ以外の地域では被害は少ない。火災による被害はほとんど発生せず、本村では、全壊する建物は無いと予想されるが、全県で1000棟程度の全壊・焼失被害が予測される。

表 2-3 本村における建物被害（冬 18 時）

地震区分	現況 建物数 (棟)	総数 (全壊・焼失)						
		(全壊・焼失) (棟)	(全壊・焼失率) (%)	地震道による全壊 (棟)	液状化による全壊 (棟)	がけ崩れによる全壊 (棟)	津波による全壊 (棟)	火災による焼失 (棟)
①東海・ 東南海・ 南海地震	271	7	2.5	3	0	4	0	0
②中央構造線による地震	271	1	0.3	0	0	1		0
③田辺市内直下の地震	271	0	0.0	0	0	0		0